

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿いまして、順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願い致します。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について審議を行います。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p>【1名の委員退室】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。</p> <p>大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、7月21日に松本健一推進委員と現地調査をしましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字双柳字下宿地内にあります。</p> <p>農地の現状は、適切に保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では白菜を作付けするということです。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事している事から申請地取得後も農作業に常時従事されるものと考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から1分ほどのことです。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、ブドウ及び梨・キウイを中心に作付けしております。</p> <p>所有地14,762㎡については、適性に管理されております。</p> <p>通作に関してですが、徒歩で1分ですので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年7月6日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕うん機1台、草刈機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました松本健一推進委員何かございますか。</p>
推7番	<p>大久保博司委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>

議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名には入室していただきます。</p>
議長	<p>【1名の委員入室】</p> <p>続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2の案件について審議いたします。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p>
議長	<p>【1名の委員退室】</p> <p>それでは、整理番号3-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2につきまして、7月21日に落合久明推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字上名栗字竹原地内でございます。</p> <p>農地の現状は、タラの芽、ナス、きゅうり等の夏野菜が作付けされておりました。雑草等などもきれいにされております。また獣害対策のためにネットで囲われておりました。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付計画書が提出されており、計画では、白菜、大根、玉ねぎ、じゃがいも等を作付けするということです。</p> <p>また、通作については、自宅の目の前のところですが、</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

	<p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字上名栗にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、じゃがいも、ネギ、キャベツ、ホウレンソウ、お茶を中心に作付けしております。</p> <p>所有地964㎡については、適性に管理されております。</p> <p>通作に関してですが、自宅と隣接しておりますので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年7月6日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました落合久明推進委員何かございますか。</p>
推3番	<p>よく管理されておりました、全く問題ないと思います。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 委員1名には入室していただきます。</p> <p>【1名の委員入室】</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につきまして地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、7月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上直竹下分字宮ノ脇地内でございます。</p> <p>農地の現況は、作付けはされてない状態です。農地転用による周辺農地への影響ですが、申請地の南側が山林、北側は竹林、西側がコンクリートであることから、周辺農地への影響は特段ないと思います。</p> <p>以上のことから現地調査を行ったところでは、農地転用申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字上直竹下分地内で製造業を営む法人です。</p> <p>ここ数年、製造販売しているコンクリート製品の生産受注量の増加に伴</p>

	<p>い、現在の所有地では製造品置場の確保が困難な状況です。現在の状態を解消するため、所有地と隣接している今回の申請地を借受け、資材置場といたく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年7月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、既存地である宅地及び雑種地と一体で利用しますが、既に資材置場として利用されておりますので、問題ありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p> <p>私も同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	
推3番	<p>既存敷地は、資材置場として使っているのですか。</p>
事務局	<p>既に資材置場として使用しております。</p>
推3番	<p>接道は、問題はありませんか。</p>

事務局	関係課に確認しましたところ、特段問題はないとのことでした。
8番	公図がずれていますが、実際の土地はどのようなになっているのですか。
事務局	図面上は空地のようになっておりますが、実際は繋がっております。
3番	申請地の東側も資材置き場として使っているということですか。
事務局	既に資材置き場です。
議長	その他、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。 なお、詳細につきましては担当から説明いたします。
事務局	それでは、説明いたします。 まず、第1番の方についてです。 大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畑地内にて農業経営を行っております。 建設資材のリース業を行っていることから、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法を行っております。 経営作物としては、レタス、小松菜、ルッコラ、水菜等です。

<p>議長</p>	<p>続いて、第2番の方についてです。 「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、平成29年4月から飯能市にて新規就農している方です。 経営作物としては、主に露地野菜のブロッコリーです。 販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。 続いて、第3番の方についてです。 先月に続いての利用権設定ということですが、下川崎字障子の筆につきましては、先月、利用権設定をした農地と隣接しており、農地の利用集積を図るものでございます。 経営作物としては、主に大豆、小麦、菜種、サツマイモなどです。 販売方法として、主に知人が経営するレストランへの販売を考えております。 なお、今回の利用権設定の農地は、何れも新規の取り扱いのものとなります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、3者とも適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、いずれも認められると判断されます。 ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、いずれも認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。 説明は以上です。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p>【なしの声あり】</p>

議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和2年7月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。</p>